

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

生活衛生課

【訓令】

○ 食品衛生法施行手続の廃止
○ 岡山県食品衛生監視機動班設置規程の一部改正
（県例規集登載）

” ”

【告示】

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

指導監査室

○ 保安林の指定予定

治山課

○ ” ”

” ”

○ 都市計画の変更

都市計画課

【公告】

○ 土地改良事業の工事完了
○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

耕地課
農村振興課
都市計画課
建築指導課

目次

担当課（室）

の完了

○ ” ”

○ ” ”

○ 随意契約の相手方の決定

【教育委員会】

○ 岡山県文化財保護条例に基づく文化財の指定及び変更

【警察本部】

○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報報告の指定の一部改正

【公安委員会】

○ 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

警務課

県民応接課

教育委員会

警察本部会計課

” ” ”

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

◎岡山県規則第七号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。第九条において「条例」という。」を削る。

第二条の見出し中「第九条ただし書の規定による」を「第十条第一項ただし書の」に改め、同条中「第九条第一項ただし書に規定する」を「第十条第一項ただし書の」に、「は」を「は、」に改める。

第三条中「様式第一号による標紙をはらなければ」を「知事が別に定める標紙を貼らなければ」に改める。

第四条第一項中「はつた」を「貼った」に改め、同条第二項中「様式第二号による標紙をはる」を「知事が別に定める標紙を貼る」に改める。

第五条中「はつた」を「貼った」に改める。

第七条第一項中「十日」を「三十日」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「第六十七条第一項第三号に規定する事項」を「第六十七条第二号の名称、屋号又は商号」に改める。

第八条を次のように改める。

（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

第九条を削る。

別表の二中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

様式第一号から様式第十二号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は、令和三年六月一日から施行する。

（岡山県事務処理規則の一部改正）

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

2 岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三生活衛生課の部9の項11中「食品衛生法施行細則（昭和48年岡山県規則第50号）第8条」を削る。

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

◎岡山県訓令第1号

保健福祉部

保健所

環境保健センター

食品衛生法施行手続（昭和二十七年岡山県訓令第30号）は、廃止する。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

◎岡山県訓令第2号

保健福祉部
保健所

岡山県食品衛生監視機動班設置規程（昭和四十三年岡山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「第五十八条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、「食品等に起因する中毒の」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第六十一条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

附 則

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

◎岡山県告示第百二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

多機能型事業所土田の里総社

2 所在地

総社市総社一丁目九番二号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人土田の里

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区土田九百四十三番地二

三 廃止年月日

令和三年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇三七四

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

◎岡山県告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市鹿田字黒岩一四八七の二、一四八七の八、一四八七の一〇、字杉ヶ谷一六二八の二、字須ノ内一六三〇の三

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

◎岡山県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市岩井谷字西ノ奥四六二、四六八から四七一まで、四七三、四七四の一、四七四の二、四七五の三、四七六、四七七の四、一〇六二、一〇六六、一〇六九、字柿木 札四七二、四九一、字榎ヶ峪一〇五五の一、一〇五九の一、一〇六〇の一、一〇六〇の三、字油屋一〇六三、一〇六四、一〇七一、一〇七九、一〇八二、一〇九二、字油屋尻一〇六八、一〇七〇、字梨ノ木さこ一〇八三の一、一〇八三の三、一〇八四の一、一〇八四の二、一〇八四の四、一〇八四の五、一〇八五の一、一〇八八の一、一〇八八の三、一〇九〇の二、一〇九一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西ノ奥四六二、四六八から四七一まで、四七三、四七六、四七七の四、一〇六九、字柿木札四七二

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町田淵字岩嘉二一六八、二一六九の一、二一七〇の二、二一七一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

◎岡山県告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により浅口広域都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

浅口広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

浅口市金光町佐方小西原から浅口市金光町佐方宮原までの一部

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課・各総合支所産業建設課

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

〔一〇三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	北七区支線82号	かんがい排水	令和三・二・八
〃	西七区支線116号	〃	令和三・二・八
〃	錦六区横10南	〃	令和三・二・一五

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

〔一〇四〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
岡山市東区南水門町四〇八番	田	一、一三九
岡山市東区南水門町四一八番	田	一、三六四
岡山市東区南水門町四二〇番	田	一、三九九
岡山市東区南水門町四二一番	田	一、八三七
岡山市東区南水門町四六八番一	田	二、六五九

二 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
水田として利用	令和三年四月一日	権利の始期から令和十三年三月三十一日まで	二五四、〇〇〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（岡山県農地中間管理機構）
理事長 京 博司

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

〔一〇五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和三年二月二十六日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、倉敷市環境リサイクル局下水道部下水経営計画課において縦覧に供する。

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

〔二〇六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二一〇一七

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

広島県福山市熊野町甲一一二五

有限会社みやもと企画

代表取締役 宮本 松恵

三 許可番号

岡山県指令建指第三八四号

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

〔二〇七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字宇戸口四〇〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区西市六三八―三アイビーハイツE二〇三

吉富 唯宏

三 許可番号

岡山県指令建指第三五七号

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

〔二〇八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字水落ノ上八七六一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市福島三五一メゾン福島一〇三

犬飼 佳史

犬飼有希子

三 許可番号

岡山県指令建指第三八二号

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

〔二〇九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字水落ノ上八七六一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西阿知町九七三―一シャインクレヴィアC棟二〇二号

田中 亮汰

三 許可番号

岡山県指令建指第三八三号

令和3年3月12日 岡山県公報 第12276号

〔一一〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次の
とおり契約の相手方等を決定した。

令和三年三月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
岡山県警察緊急配備等捜査支援システム再賃貸借 一式
- 二 借入期間
令和三年三月十五日から令和四年三月十四日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部刑事部刑事企画課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年二月十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 岡山営業所
岡山市北区下石井二丁目二番五号
- 六 契約金額
一〇五、八二二、九四八円（うち消費税額及び地方消費税の額九、六二〇、二六八円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第一号に該当するため

◎岡山県教育委員会告示第二号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項の規定により、岡山県指定重要文化財足利尊氏御教書に、次のとおり百三十四通を追加して指定するとともに、その名称を次のとおり変更する。

令和三年三月十二日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 有第一二四号
- 二 種別 重要文化財 古文書
- 三 変更前の名称及び員数
足利尊氏御教書 一通
あしかがたかうじのみぎようしよ
- 四 変更後の名称及び員数
弘法寺文書 百三十五通
こうぼうじもんじよ
- 五 所在地 瀬戸内市牛窓町千手二三九 遍明院
- 六 所有者 宗教法人弘法寺
- 七 製作年代 建長三（一二五一）年から明治四（一八七二）年
- 八 指定理由

千手山弘法寺は奈良時代に報恩大師が開いたとする伝承を持つ備前の古刹である。

中世には天台宗に属したと見られるが、寛文八（一六六八）年八月十六日付けの「岡山藩主寺社奉行定書」には「邑久郡千手山弘法寺 真言宗」と書かれ、十五の坊と末寺一寺の寺領が列記されている。明治八（一八七五）年には四院に併合され、現在は遍明院と東寿院の二院となっている。弘法寺練供養は昭和三十二（一九五七）年五月十三日に県指定重要無形民俗文化財に、練供養に用いる被仏や行道面は平成十二（二〇〇〇）年三月二十八日に県指定重要文化財（彫刻）に指定されている。

弘法寺の所蔵にかかる文書については、昭和三十四（一九五九）年三月二十七日に「足利尊氏御教書」が岡山県指定重要文化財に指定されているが、この外にも建長三（一二五一）年十一月付けの「備前国豊原庄政所下文」を始め、鎌倉時代から明治初年にかけての文書が数多く残されている。これらは地方有力寺院の経営実態や、近隣住民からの厚い信仰の様相を窺わせるものであり、中近世の備前の歴史を伝える貴重な史料である。浦上氏や宇喜多氏等、戦国時代に勢力を有した武将や、池田光政以降の十七世紀以後の岡山藩からの文書が含まれる点も注目に値する。

◎岡山県警察告示第十五号

平成十八年岡山県警察告示第十二号（簡易な方法による開示請求をすることができる
個人情報（指定）の一部を次のように改正する。

令和三年三月十二日

岡山県警察本部長 扇 澤 昭 宏

表岡山県警察音楽隊カラーガード隊員（会計年度任用職員）採用選考試験の項中「警
務部県民応接課」を「警務部県民広報課」に改める。

附 則

この告示は、令和三年三月二十六日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第八号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月十二日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「県民応接課」を「県民広報課」に改める。

第一条の二第一号中「広報室」を「取調べ監督室」に改め、同条第二号中「県民応接課」を「県民広報課」に、「犯罪被害者支援室」を「広報室、犯罪被害者支援室」に改め、「取調べ監督室」を削り、同条第五号中「施設整備室、」を「施設室及び」に改め、「及び警察本部庁舎整備室」を削る。

第五条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。

第五条第二項中「第六号」を「第五号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 取調べ監督室においては、第一項第六号の事務をつかさどる。

第六条の見出し及び同条第一項中「県民応接課」を「県民広報課」に改め、同項中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 広報に関する事。

第六条第四項を削り、同条第三項中「第一項第八号から第十号まで」を「第一項第九号から第十一号まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第四号から第七号まで」を「第一項第五号から第八号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 広報室においては、前項第四号の事務をつかさどる。

第十一条第二項中「施設整備室」を「施設室」に改め、同条第四項を削る。

第十七条第一項第四号中「少年犯罪の捜査」を「少年事件の捜査及び調査」に改める。

第二十三条第二項中「限る。」の下に「、第二号及び第三号」を加える。

第三十三条第一項第五号中「ステレオカメラ」を「測量機器」に改める。

附 則

この規則は、令和三年三月二十六日から施行する。